

ケアハウス ヴィラ清和 運営規程

社会福祉法人 清和園
ケアハウス ヴィラ清和

第1章 施設の目的及び運営の方針

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人清和園が運営する「ケアハウス ヴィラ清和」(以下「施設」という。)は、千葉県ので定める軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年10月23日条例第65号)の基準に基づき、施設が行なうサービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、入所者に自立した日常生活を営むための適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活に必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指す。

2 入所者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努める。

3 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な関係に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ケアハウス ヴィラ清和

(2) 所在地 千葉県習志野市秋津3丁目5番3号

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長 1名

国の定める資格要件を満たす者で、常勤にて施設の職務に従事し、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、職員に国の基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名

国の定める資格要件を満たす者で、常勤にて施設の職務に従事し、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行う。

1. 入居者の居宅サービス等の利用に際し介護支援事業所等と密接な連携を図るほか、介護保険事業所等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携を図る。
2. 苦情の内容等の記録を行なう。
3. 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行なう。

(3) 介護職員 2名以上

常勤にて施設の職務に従事し、入所者の日常生活における食事、入浴の準備及び生活相談等の業務を行う。

(4) 栄養士 1名

食事の献立作成、入所者に対する栄養相談等を行う。

第3章 入所定員

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は、50名とする。

(定員の厳守)

第6条 災害等やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

第4章 入所者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(対象者)

第7条 入所対象者は、身体機能の低下により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家庭による援助を受けることが困難な者。

- 2 60歳以上の者。ただし、その者の配偶者、三親等以内の親族その他特別な事情により共に入所することが必要と認められる者についてはこの限りでない。

(入所申込者に対する説明等)

第8条 サービス提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対して運営規定の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、契約書に基づき契約を行う。

(入退所)

第9条 入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努める。

- 2 施設において日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及び家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスを受けることができるよう必要な援助に努める。

3 入所者の退所に際しては、居宅支援事業者又は介護保険施設に対する情報の提供に努めるほか、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(利用料の受領)

第 10 条 入所者から利用料として次に掲げる費用を徴収する。

- (1) サービスの提供に要する費用
 - (2) 生活費
 - (3) 居住に関する費用
 - (4) 居室に係る光熱水費
 - (5) 入所者が選定する特別なサービスを行ったことに伴い必要となる費用
 - (6) 前各号の他、日常生活費であって入所者が負担することが相当と認められるもの
- 2 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得る。

(サービス提供の方針)

第 11 条 入所者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を提供する。

- 2 サービスの提供に当たっては懇切丁寧に行ない、入所者又はその家族に対し、必要な事項を理解しやすく説明する。
- 3 入所者本人または他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。例外的に行う場合においては緊急やむを得ない理由等の記録を行う。

(食事)

第 12 条 栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。

(生活相談等)

第 13 条 入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- 2 要介護認定の申請等の日常生活に必要な手続きについて、入所者又は家族が行うことが困難である場合には、入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行う。
- 3 常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
- 4 入所者の外出の機会を確保するよう努める。
- 5 2日に一回以上の頻度で入浴の機会を提供し、入所者の清潔の保持に努める。
- 6 入所者からの希望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施する。

(居宅サービス等の利用)

第14条 入所者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行う。

(健康の保持)

第15条 入所者に定期的に健康診断を受ける機会を提供し、健康の保持に努める。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(「約束事」の遵守)

第16条 施設は、入所者が守るべき、「ケアハウス ヴィラ清和 約束事」を入所者に配布し、その主旨を十分周知徹底する。

2 入所者は、「ケアハウス ヴィラ清和 約束事」を遵守し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第17条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練等を行う。

3 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。

第7章 虐待防止に向けた体制

第18条 虐待発生の防止に向け、次に定める事項を実施するものとする。また、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を配置する。

2 虐待防止委員会を設ける。

3 虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。

4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

第8章 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第19条 入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮する。

3 職員の資質の向上のための研修の機会を確保する。

(衛生管理等)

第20条 入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように措置を講じる。

(協力医療機関等)

第21条 入所者の急変に備えるため、入院治療を必要とする入所者のために協力医療機関を定める。

(掲示)

第22条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密の保持等)

第23条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 退職者等が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

(広告)

第24条 虚偽又は誇大な広告を行わない。

(苦情への対応)

第25条 提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

(地域との連携等)

第 26 条 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

2 習志野市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の習志野市が実施する事業に協力する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 27 条 事故の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じる。

(記録の整備)

第 28 条 設備、職員及び会計に関する諸記録を整備する。

2 入所者に提供するサービスの状況に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

(その他)

第 29 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人清和園と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 10 日一部改正し、同日から施行する。